様式第３号

事務事業評価表（内部管理事務等）

評価対象年度	平成 28 年度
１次評価日（主幹等）	29 年 3 月 27 日
２次評価日（課長等）	29 年 3 月 30 日

１ 事業名	監査事務			コード	165149
２ 担当部課	部等		課等	監査委員事務局	作成者 今井　啓智

３ 事業概要	目的体系	基本目標	総合計画の推進に向けて	
		政　策	総合計画の推進に向けて	施　策 その他
	予算科目	監査事務費	業務委託	一部委託
	実施義務	あり（義務的・標準的事業）	国県補助	なし
	根拠法令	地方自治法、地方公営企業法、財政健全化法等		

●事業の実施内容（DO）

４ 事業の概要等

＊対象者（誰のため）、意図（どのような状態にしたいのか）

事業の概要（簡潔に）		公正で合理的かつ能率的な市の行財政運営確保のため、違法、不正の指摘にとどまらず、指導に重点を置いて監査等を実施し、もって市の行政の適法性、効率性及び妥当性の保障に資する。
目的	対象者	市の執行機関、財政援助団体等
	意　図	市の行政の適法性、効率性及び妥当性の保障に資する。

５ 事業の実施内容

＊28年度に、いつ・どこで・誰が・何を・どのように行ったか、という具体的な内容

法令等に基づき以下のとおり実施した。
(1) 定例監査： 10日（現場視察、各担当課等、学校、保育園、湖北・湖周行政事務組合）
　定例監査の一環として、工事監査「岡谷西部中学校改築工事」を実施した。
(2) 行政監査：定例監査と併せ「業務委託における随意契約について」をテーマとして実施した。
(3) 財政援助団体等監査：公益社団法人岡谷下諏訪広域シルバー人材センターを対象に実施した。
(4) 例月出納検査：月1回　一般会計、特別会計、基金、水道事業、下水道事業、病院事業、湖北・湖周行政事務組合
(5) 決算審査及び基金運用状況審査　9日（企業会計1日、一般・特別会計・基金7日、湖北・湖周行政事務組合1日）
(6) 財政健全化判断比率及び資金不足比率審査

前年度の課題への対応	監査委員を補助する監査委員事務局職員の高い専門性を確保するために監査事務に関する各種研修会へ積極的に参加するとともに、他市事務局職員との情報交換を密に行った。また、監査事務関係書籍やインターネット等の電子媒体を活用し、監査事務や各種会計制度などの理解を深め、自己研鑽に努めた。

６ ア）コストの推移

＊この事業にかかる費用（人件費は、1人あたり年間800万円で換算）　［単位：円］

区　分		26年度	27年度	28年度	29年度（予算）
① 直接事業費		4,002,237	3,879,402	3,919,361	3,744,000
	経常経費	3,541,229	3,471,561	3,553,311	3,547,000
	臨時的経費	461,008	407,841	366,050	197,000
	＊臨時的経費の説明	監査委員及び事務局職員研修に伴う旅費			
② 人件費		16,000,000	16,000,000	16,000,000	16,000,000
	正規職員の人数（人）	2.00	2.00	2.00	2.00
③ 合計コスト（①＋②）		20,002,237	19,879,402	19,919,361	19,744,000
	前年度比		99.4%	100.2%	99.1%
	財源内訳 一般財源	20,002,237	19,879,402	19,919,361	19,744,000
	財源内訳 特定財源	0			
	＊特定財源の説明				
④ コストに関する補足説明					

イ）負担金、補助金、交付金の状況

［単位：件、円、%］

負担金補助金		26年度	27年度	28年度	29年度（予算）
全国都市監査委員会負担金	件数	1	1	1	1
	金額	26,000	26,000	26,000	26,000
東海地区都市監査委員会負担金	件数	1	1	1	1
	金額	5,000	5,000	5,000	5,000
	件数				
	金額				
	件数				
	金額				
	件数				
	金額				
ア）の①に含まれる負担金等合計金額及び割合	合計金額	31,000	31,000	31,000	31,000
	割合	0.77%	0.80%	0.79%	0.83%

●改善の内容（ACTION）

7　具体的な課題と改善

課題	（事務を正確に実施し、少ない費用で効率的に事業を行う上で、現在課題になっていること） ・全国都市監査委員会の都市監査基準に準拠した監査等への対応 　全国都市監査委員会の都市監査基準準則が都市監査基準に改正され、規範性が規定されたことに伴い、リスク・アプローチ監査の実施の義務化、監査調書の作成及び保存の義務化、実施する監査等が新基準に適合していることを確認するための品質管理方針及びその手続を規定することが義務化されるなど、各都市監査委員が従うべき統一的な監査基準としての性格が明確化されたことから、当該基準に準拠した監査等への対応が必要となる。
改善方法	（上記の課題をふまえて29年度以降に実施する、具体的な改善の内容） ・監査委員及び監査委員事務局職員が都市監査基準の改正内容等を十分理解を深めた上で監査等を行う。 ・リスク・アプローチ監査の実施に当たり、本市の組織目標を阻害する要因であるリスクの識別及びその評価を適正に行い、リスクが高いと評価した項目に対し、重点的に監査人員や時間等（監査資源）を配分し、効果的かつ効率的な監査等を行う。
改善開始時期	平成29年4月から

●次年度の計画（PLAN）

8　次年度の方針	継続して実施	9　施策評価による29年度の優先度 *H27年度施策評価表より転記すること	